

2023年4月27日(No. 509)

## Contents

### I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

### II. Lawyer's Eye

中国におけるステマ広告規制

日本弁護士 若林 耕  
上海オフィス顧問 繆 媛媛

### III. 中国法令アップデート

- ・「立法法」の改正に関する決定
- ・事業者結合審査規定
- ・独占合意禁止規定
- ・市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定
- ・行政権力の濫用による競争排除、制限行為の制止に関する規定
- ・インターネット広告管理弁法
- ・広告絶対性用語法執行ガイドライン
- ・インターネット情報部門行政法執行手続規定
- ・人的資源社会保障部 財政部 国家税務総局による失業保険、労災保険料率の段階的な引下げに関する問題についての通知
- ・最高人民法院による「中華人民共和国民法典」の権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)(意見募集稿)
- ・国家基準「情報安全技術 個人情報越境伝送認証要件」の意見募集稿の意見募集に関する通知

## I. Topics

### 最近のセミナーや論文等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

第 22 回(中国メインランド):2023 年 5 月 18 日(木)  
「中国からの個人情報の越境移転～標準契約方式の解説～」  
講師:パートナー弁護士 中川 裕茂  
スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 19 回(中国メインランド)  
日時:2022 年 10 月 12 日(水)  
「中国ビジネス法大全その 2」  
講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

第 20 回(中国メインランド・台湾)  
日時:2022 年 11 月 30 日(水)  
「台湾有事に備えた日本企業の危機管理」  
講師:パートナー弁護士 横井 傑  
アソシエイト(台湾)/外国法事務弁護士 呉 曉青

第 21 回(中国メインランド)  
日時:2023 年 4 月 20 日(木)  
「似て非なる中国法  
～「サイバー主権」等中国のデジタル戦略と日本企業のあるべき対応～  
講師:パートナー弁護士 森脇 章

## II. Layer's Eye

### 中国におけるステマ広告規制

日本弁護士 若林 耕  
上海オフィス顧問 繆 媛媛

#### 1. はじめに

近年、事業者は、自身の商品やサービスを紹介するために、金銭や物品、イベント招待などの対価を渡して、①インフルエンサーに対して SNS や口コミサイトに「おすすめ」を投稿させること、②購入者などに依頼して商品レビューを投稿させること、③別の事業者依頼して競合他社の商品を自社と比較させて低い評価をさせるマーケティング手段がよくみられる。このような手段を用いた行為は、実際は広告なのに一般消費者には広告ではないように見える表示として、ステルスマーケティング(以下「ステマ」という。)と呼ばれている。

欧米ではすでにステマ規制が先行しており、日本でも本年 10 月 1 日からステマが景品表示法で規制されることになっている。ステマの場合に、広告主が「広告」、「宣伝」、「プロモーション」、「PR」といった内容を広告表示しなければならないことになった。

#### 2. 中国におけるステマ規制の本格化

中国においては、「インターネット広告管理弁法」が本年 5 月 1 日から施行されることになっており、ステマに対する規制が本格的に実施される。

ステマは、中国語では「種草」とよばれ、近年中国でも非常によく見られるマーケティングの方法である。「種草」の本来の意味は、消費者が自主的にインターネットを通じて自分の商品やサービスに対する感想を共有するものであり、消費者の自主的な投稿は、中国の広告法の適用を受ける商業広告には該当しない。一方で、インフルエンサーが事業者から宣伝の依頼を受けて仕事として投稿を行った場合、商業広告に該当する可能性がある。

この点、中国の広告法においては、広告は識別性を有し、消費者がそれを広告と明確に識別できるようにしなければならないという原則的な規定<sup>1</sup>はあるものの、ステマが広告法の適用対象であるかは、同法からは一律に明確ではない。

また、インターネット広告に関しては、「インターネット広告管理暫定弁法」という現行法(※但し、間もなく本年 5 月 1 日から「インターネット広告管理弁法」が施行されることに伴い廃止される。)も存在している。同暫定弁法第 7 条においても、インターネット広告は識別性を有すべき、広告であることを目立つように表示し、他の非広告情報と区別させるべきという原則的な規定はあるものの、ステマに関する一歩踏み込んだ規定まではなかった。

---

<sup>1</sup> 広告法第 14 条 1 項によれば、広告には識別性を持たせ、消費者がそれを広告として識別できるようにしなければならない。マスメディアを通じて掲出掲載する広告には、「広告」であることを目立つように表示し、他の非広告情報と区別しなければならないとされている。なお、同種の規制は、現行の「インターネット広告管理暫定弁法」及び本年 5 月 1 日から間もなく施行される「インターネット広告管理弁法」でも規定されている。

このような法規制の状況があったため、これまでは実務でもステマに対する本格的な行政処罰事例は一部の地方等に散見される程度であった。

2023年5月1日より(現行法に代わって)施行される「インターネット広告管理弁法」では、更に詳細に、次のようなステマに対する規定を置いている。そのため、同弁法の施行後は、ステマに対する規制が本格化することが予想されている。

### 3. インターネット広告管理弁法におけるステマ規制のポイント

具体的には、インターネット広告管理弁法(以下「新弁法」という。)第9条3項によれば、「法律、行政法規が広告の掲出又は形を変えた掲出を禁止する事由を除き、知識紹介、体験共有、消費評価等の形式を通じて商品又はサービスの販売を促進し、かつ商品購入先リンク等の購入方法を追加するときは、**広告媒体主<sup>2</sup>**は、「**広告**」であることを目立つように表示しなければならない。」

上記の規定によれば、インフルエンサーを通じて、インターネットで知識紹介、体験共有、消費評価等の形式を通じて商品又はサービスの販売を促進する場合、インターネット広告に該当し、**広告媒体主**は「**広告**」であることを目立つように表示し、一般の体験共有と区別する必要がある。

ステマ規制のポイントは主には以下の2点である。

#### (1) 広告表示をしなければならない要件を明確にしている

1点目として、新弁法は、①知識紹介、体験共有、消費評価等の形式を通じて商品又はサービスの販売を促進すること、及び②商品購入先リンク等の購入方法を追加することという要件を同時に満たした場合、「**広告**」表示をしなければならないことを明確にした。

この点、②の商品購入先リンクを追加しない場合、ステマ規制を免れる根拠となるかは一応問題となり得るが、インターネット広告に識別性を必要とする大原則からすると、②は規制の適否にかかる必要的要件とまではいえないと考えられる。そのため、商品購入先リンクを追加していない場合でも、ステマ規制の適用はあると考えておくべきである。

#### (2) ステマ規制の責任主体の整理

新弁法の2つ目のポイントは、「**広告**」であることを表示する主体は「**広告媒体主**」であることを明確した点である。そして、インターネット広告の場合、「**広告媒体主**」は一般的にはインフルエンサーになると考えられ、「**広告**」であることを表示する主体はインフルエンサーになると思われる。

また、新弁法において、ステマに対しては、以下の主体がそれぞれに以下の責任を負うと整理されている。

広告主	➤ 広告内容の真実性に責任を負い、虚偽広告を掲出してはならず、 <b>広告審査が必要となる特殊商品広告も掲出してはならない(新弁法第13条)。</b>
-----	---

<sup>2</sup> 広告法において、広告活動における各主体は、主に以下の者と整理されている。

- 「**広告主**」とは、宣伝する商品又は提供するサービスのため、自ら又は他人に委託して広告の設計、制作、掲載を行う自然人、法人又はその他の組織をいう。
- 「**広告代理店**」とは、委託を受けて広告の設計、制作、代理サービスを提供する自然人、法人又はその他の組織をいう。
- 「**広告媒体主**」とは、**広告主**又は**広告主**が委託した**広告代理店**のために**広告**を掲載する自然人、法人又はその他の組織をいう。いわゆるメディア媒体である。新弁法によると、インターネット広告においてインフルエンサーも**広告媒体主**に該当すると整理されているようである。
- 「**広告推奨者**」とは、**広告主**以外で、**広告**の中で自身の名義又はイメージにより商品、サービスの推奨、証明を行う自然人、法人又はその他の組織をいう。広告塔となる芸能人やインフルエンサーが該当する可能性がある。

<b>広告媒体主</b> ※インターネット広告 においては、インフルエンサー	➤ 「広告」であることを目立つように表示する(新弁法第9条3項)。 ➤ 関連の証明文書を検査し、広告内容を照合し、内容が合致せず、又は証明文書が不完全ある広告を掲出してはならない(新弁法第14条1項2号)。
<b>インターネットプラットフォーム事業者</b> ※インターネット広告 においては「RED」等の ロコミアプリ	➤ 違法広告の防止、制止の措置を取り、広告を掲出するユーザーの真実の身分情報を記録、保存し、市場監督管理部門によるインターネット広告違法行為の調査に協力する義務を負う(弁法第16条)。 ➤ また、新弁法には規定されていないが、インフルエンサーが「広告」であることを目立つように表示させるために、インターネットプラットフォーム事業者はそのインターネットプラットフォームにおいて、一定に技術サポートを提供し、事前に設定しておく必要があると思われる。

#### 4. 最後に

新弁法は、ステマに関する規制の導入のほか、

- (医薬品や保健食品等の)特殊広告内容に対する規制、
- インターネットライブを通じて商品又はサービスを販売促進する方法に対する規制等の点についても、新しく規定を設けている。

また、広告の各主体への責任も強化されている。中国において、EC販売等をインターネット広告を通じて開拓しようとするときに、事前に広告の手法・内容が新弁法及び広告法の規制に違反しないように慎重にチェックする必要がある。

以上

### III. 中国法令アップデート

#### 最新中国法令の解説

- 今号の注目として、以下の独禁法関連規定(ガイドライン)4本が正式に公布されている。
  - ✓ 事業者結合審査規定
  - ✓ 独占合意禁止規定
  - ✓ 市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定
  - ✓ 行政権力の濫用による競争排除、制限行為の制止に関する規定

中国では、2022年8月1日に改正独占禁止法が施行されている。改正独禁法に伴い、2022年6月27日、中国の国家市場監督管理総局は、「事業者結合審査規定」等、合計6本の独禁法関連規定(ガイドライン)の意見募集稿を公表していたが、この度、このうち4本のガイドラインが正式に公布されるに至った。改正独禁法を踏まえた改正ガイドラインとして実務上重要である。

今回の改正ガイドライン3本について、弊事務所で全訳を作成しておりますので、必要な場合は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

- また、日本でも本年10月からステマ広告に対する規制が開始されようとしているが、中国でも間もなく5月1日から施行される「インターネット広告管理弁法」において、ステマ規制が本格的に実施されようとしている。  
詳細は今号のLawyer's Eyeにおいても解説しているため、そちらもご参照ください。また、「インターネット広告管理弁法」について、弊事務所で全訳を作成しておりますので、必要な場合は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

#### 公布済み法令

##### <憲法・行政法>

##### 「立法法」の改正に関する決定

[ポイント] 中国における立法制度は、憲法、全国人民代表大会組織法、地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法などにおいて規定されていたが、更に法体系を明確化し立法制度の整備を進めるため、2000年3月15日に、中国における立法権限、立法手続、法律解釈及び行政法規・地方性法規の制定並びに法の適用及び相互関係等について定めた立法法が公布・施行された。その後、立法法は2015年3月15日に改正されたが、この度二度目の改正を行う決定が施行された。なお、本決定の改正草案二次審議稿(2022年12月30日公布)については、本ニュースレター第507号の中国法令アップデートにて紹介している。

本決定は、立法法の一部の規定を修正し、さらに一部の規定を追加する内容のものとなっており、現行の立法法が全105条であるのに対して、本決定による改正後の立法法では全119条に増加している。

本決定における主な改正内容は以下のとおりである。

- ・ 立法の基本原則について、「立法は憲法の基本原則を遵守し、経済建設を中心とし、社会主義の道を堅持し、人民による民主専制を堅持(する)」との規定が削除された(旧3条)。また、現行の規定では

「中国共産党のリーダーシップを堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論を堅持し、改革開放を堅持する」とされていた箇所が「中国共産党のリーダーシップを堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「3つの代表」の重要思想、科学的発展観、習近平新時代中国特特色社会主義思想を以て指導し、中国特色社会主義の法治体系を作り上げ(る)」という内容に修正された(改正後3条)。なお、憲法との関係については改正後5条において「立法は憲法の規定、原則及び精神に合致しなければならない」という文言が追記されたが、上記の3条の記載の後に設けられることになっている。

- ・ 現行の規定において、全国人民代表大会及び常務委員会は発展改革の必要性に応じて、行政管理等の領域に関する特定の事項について一定期間法律の一部の規定の適用を調整又は停止することが可能であるとされているところ、本決定では「行政管理等の領域に関する」という限定が削除されており(改正後16条1項)、規定された期間及び範囲内において法律の一部の規定の適用を調整又は停止した事項について、実際に可能と証明した場合には全国人民代表大会及び常務委員会が適時に関連する法律を改正するものとし、改正の条件が整っていない場合には、法律適用の調整又は停止の期限を延長するか、法律の関連する規定の適用を復活させることを明記している(改正後16条2項)。また、国务院も上記の規定の期間及び範囲内における法律の一部の規定の適用の調整又は停止を行うことが可能であるとされた(改正後79条)。
- ・ 全国人民代表大会及びその常務委員会が科学的な立法、民主的な立法、法に基づく立法を堅持し、法律の制定、改正、廃止、解釈及び法典の編纂等の多様な形式を通じて、立法の系統性、全体制、協同性、期間性を増強することが新たに明記された(改正後55条)。
- ・ 地方性法規について、省、自治区、直轄市及び市轄区のある市、自治州の人民代表大会及び常務委員会は地域の協調発展の必要性に基づいて、共同して地方性法規を制定することができ、当該行政区域内において実施することができること、並びに地域共同立法業務メカニズムを設けることができることが明記された(改正後83条)。
- ・ 経済特区の所在する省、市については全国人民代表大会の授權決定により、法令を制定し、経済特区内において試行することが従前より認められていたが、それに加えて上海市においては浦東新区内において法令を制定し、実施することが明文で認められた(改正後84条2項)。さらに、海南省人民代表大会及びその常務委員会は法律の規定に基づき、海南自由貿易港の法令を制定し、海南自由貿易港の範囲内において実施できることが明記された(改正後84条3項)。
- ・ 全国人民代表大会専門委員会、常務委員会業務機関は地方政府より届け出られた行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例につき能動的に審査を行うことができ、必要に応じて特定項目の審査を行うことができることが明記されたほか、国务院届出審査業務機関は上記の他、省、自治区、直轄市の人民政府が制定した規則について能動的に審査を行うことができ、必要に応じて特定項目の審査を行うことができることが明記された(改正後111条)。
- ・ 法律、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例(民族自治地域における地方性法規)、規章及びその他の規範性文書は法制統一の原則の維持及び発展改革の必要性に基づいて整合性の取れるものとしなければならない旨の規定が新たに追加された(改正後116条)。

[原文] [关于修改《中华人民共和国立法法》的决定](#) (中华人民共和国主席令第3号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会 (全国人民代表大会)

2023年3月13日公布、2023年3月15日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

## <経済諸法>

### 事業者結合審査規定

[ポイント] 本規定は、現行の「事業者結合審査暫定規定」について、改正独占禁法上の事業者結合審査制度に関する改正点を具体化することを目的として公布されたものである。なお、本規定は、昨年 2022 年 6 月に意見募集稿が公表されていたが<sup>3</sup>、意見募集稿からは大きな修正がなされていない。本規定の重要な点を以下のとおり解説する。

#### 1. 審査期間不算入制度

改正独占禁止法では、審査期間の進行を中断する、いわゆる「ストップ・ザ・クロック」制度が設けられたが、本規定では、中断の適用条件、中断の開始及び終了時間等につきより明確かつ具体的な細則が規定されている。例えば、改正独占禁止法で新たに規定された当該制度の適用事由に「事業者が規定に従い文書及び資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができなくなった場合」があるが、本規定では、審査当局はまず事業者に対し「期限内の是正」を要求し、事業者が当該期限内に当該文書・資料を提出しなかった場合に「ストップ・ザ・クロック」を適用することとされている(第 24 条)。昨年の意見募集稿においては、審査当局より期間内の是正命令を出された際に、事業者が資料を提供することが確かに困難であるという事情を説明した上で、審査当局は是正期間を延長することができるかとされていたが、本規定では、是正期間を延長できる旨の内容は削除された。

#### 2. 届出基準に達しない結合行為に対する審査

改正独占禁止法では、届出基準に満たない結合行為であっても、競争制限・排除効果又はそのおそれがあるものについては審査当局が届出を要求することができるかと規定されている。本規定では、上記場合に該当する事業者結合行為の届出手続きにつきより詳細な規定が設けられている(第 8 条及び第 43 条)。

#### 3. 結合行為の概念の明確化

「事業者結合審査暫定規定」、「結合行為の実施」について明確な規定がなかったが、本規定では、「結合行為の実施」とは他の事業者の支配権の取得又は決定的な影響を与える行為を指し、具体的には、株主又は権利の変更登記の完了、高級管理人員の派遣、経営上の意思決定及び管理への事実上の関与、機微な情報の交換、実質的な業務整理・統合等を含むと規定されている(第 8 条)。

#### 4. 重要分野における審査の強化

本規定では、民生等の重要分野における事業者結合審査を強化し、具体的な審査規定を制定すると規定されている(第 6 条)。実務上、2023 年 2 月に市場監督管理総局は、民生分野の独禁取締行動に関する会議を開き、医療、教育、建築工事等の民生に関わる分野の独禁取締行動を各地で展開すると述べた。民生等の分野への審査強化という姿勢が示されている。当該行動に関し各地の市場監督管理部門の展開動向、具体的な審査規定の制定が注目される。

[原文] 经营者集中审查规定 (国家市场监督管理总局令第 67 号)

[公布/公表機関] 国家市场监督管理总局 (国家市场监督管理总局)

2023 年 3 月 10 日公布、2023 年 4 月 15 日施行

執筆担当: 北京オフィス顧問 李彬

### 独占合意禁止規定

[ポイント] 独占合意禁止規定(以下「規定」という)は、意見募集(以下「意見募集稿」という)を経て、2023 年 3 月 10 日に公布され、4 月 15 日より施行される。

「規定」は、「暫定規定」から 21 条を残し、15 条を追加し、16 条を修正し、修正後は計 51 条となった。今回の改正は主に以下の内容に関する。

#### 1. 競争関係の認定基準のさらなる明確化

<sup>3</sup> 弊所は昨年、当該意見募集稿の重要な点を解説した。当該解説の詳細につき、弊所 [2022 年 7 月 22 日付け第 500 号](#)の CHINA LEGAL UPDATE を参照されたい。

(1) 関連市場の画定に関する規定が追加された(第7条)。関連市場は、関連商品市場及び関連地域市場を含み、関連市場の画定にあたっては、需要者の観点から需要代替分析を行うものとする。関連商品市場、プラットフォーム経済領域の関連商品市場及び関連地域市場の画定にあたって考慮する要素を規定している。この規定は、意見募集稿より具体的となっている。(2) 潜在的競争者に関する規定が追加された。「競争関係にある事業者」には、同一の関連市場における実質的競争者のほか、一定期間内に関連市場に参入する可能性がある潜在的競争者が含まれることが明確にされた(第8条)。

#### 2. デジタル経済分野に関する規定の整備

(1) 価格を計算するための「アルゴリズム、プラットフォームルール」について固定価格による独占合意を構成することが明確にされた(第8条)。つまり、競争関係にある事業者が、商品価格の固定又は変更について、価格計算の基礎となる基準公式、アルゴリズム、プラットフォームルール等の採用を約定する独占合意の締結を禁止する。(2) 販売市場及び原材料調達市場の分割に関する規定は「データ」等の要素を適用する(第10条)。つまり、販売市場又は原材料調達市場の分割に関する規定は、データ、技術及びサービス等を含む。(3) 事業者がデータ、アルゴリズム、技術、プラットフォームルール等を利用して水平的・垂直的独占協定を締結する方法(例えば、意思連絡、機微な情報の交換、行為の協調一致等の方式、データ、アルゴリズム、技術及びプラットフォームルール等を利用し、価格を統一し、限定し、又は再販売する商品の価格を自動で設定する等の方式)がそれぞれ列挙されている(第13条、第15条)。

#### 3. 垂直的独占協定の認定に関する規則の細分化

(1) 垂直的価格独占協定に対する抗弁権が追加された。事業者が締結した垂直的価格協定が競争を排除し、又は制限する効果を有しないことを証明することができる場合、独占禁止法執行機関は、認定後にかかる協定を禁止しない(第14条)。この内容は、意見募集稿から変更がない。(2) セーフハーバーに関する規定が追加された。事業者が取引先と合意を締結するにあたり、事業者が合意に参加する事業者が関連市場の市場シェアにおいて市場監督管理総局が定める基準を下回り、かつ市場監督管理総局が定めるその他の条件に合致することを証明することができるときは、これを禁止しない(第17条)。意見募集稿の「15%」の基準は、今回の規定で削除された。

#### 4. 組織や支援による独占合意の締結に関する規定の細分化

認定基準が細分化され、「独占禁止法」第19条にいう「組織」や「実質的な支援」に含まれて違法となる状況及び具体的な認定基準が明確にされた(第18条)。(1) 独占合意を組織することについて、本規定では、意見募集稿の「当該事業者を通じて故意に競争関係にある取引先の間で意思の疎通又は情報の交換を行わせる」という文言から「故意に」が削除された。(2) 独占合意を締結するにあたって実質的な支援を行うことについて、列挙の形で細分化された。例えば、必要な支援の提供、重要で有利な条件の設定、又はその他の重要な支援、実質的な支援の提供を含む。

[原文] 禁止垄断协议规定 (国家市场监督管理总局令第65号)

[公布/公表機関] 国家市场监督管理总局 (国家市场监督管理总局)

2023年3月10日公布、2023年4月15日施行

執筆担当: 北京オフィス顧問 李加弟

### 市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定

[ポイント] 「独占禁止法」が施行されて以来、独占禁止法執行機関は、法により、計100件の市場支配的地位の濫用に係る事案を調査処理し、過料・没収金額は295.3億元に上る。しかしながら、法執行においても、市場支配的地位の濫用行為の認定基準の整備及び細分化、プラットフォーム経済分野における適用規則のさらなる明確化、調査手続の整備等の問題が存在し、改正「独占禁止法」の実施を貫徹するため、ガイドラインである「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定」(以下「暫定規定」という。)も改正する必要があった。「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」(以下「本規定」という。)が2022年6月

27日から7月27日まで社会に公開して意見募集を行い(以下「意見募集稿」という。)、2023年3月10日に公布され、2023年4月15日に施行される。

本規定は、「暫定規定」から30条を修正し、8条を残し、7条を追加し、1条を削除した。改正のポイントは主に以下の通りである。

#### 1. プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する制度・規則の整備

「独占禁止法」は、プラットフォーム経済分野における市場支配的地位の濫用行為について原則的な規定を行っただけであったが、本規定は、プラットフォーム経済分野における市場支配的地位の濫用行為の規制を細分化した。

(1) 新しい「独占禁止法」の実施にあたり、プラットフォーム経済分野における関連制度の適用規則がさらに明確にされ、「市場支配的地位を有する事業者は、データ、アルゴリズム、技術及びプラットフォームルール等を利用し、市場支配的地位の濫用行為に従事してはならない」との規定が追加された(第21条)。(2) 新しい「独占禁止法」に基づき、プラットフォーム経済分野における事業者が市場支配的地位を有すると認定する際に考慮する要素に「取引額」、「取引数」、「流量の支配力」が追加された(第12条)。(3) 新しい「独占禁止法」に明確に掲げられる6つの市場支配的地位の濫用行為について、プラットフォーム経済分野の細分化・認定に関する規則が補足された(第14条から第19条)。

#### 2. 市場支配的地位の濫用行為の認定規則の整備

(1) 市場支配的地位の認定基礎が整備され、関連市場を画定する際に考慮する要素が追加された(第5条)。(2) 法執行の実践経験がまとめられ、関連市場の競争状況を分析する際に考慮する要素として「市場集中度」が追加された(第7条)。(3) 共同の市場支配的地位を認定する際の論理がさらに整備され、事業者の行為の一致性を2つ以上の事業者の市場支配的地位を認定する際の第一条件とされた(第13条)。(4) 「不公平な価格」行為を認定する際に考慮する要素が整備され、異なる区域の価格を比較する際の比較に用いる商品を「同種商品又は比較可能な商品」として明確にされた(第14条)。(5) 制限的条件が設けられて、形を変えて取引先との取引を拒否する事由が細分化された(第16条)。例えば、「取引先が受け入れ難い価格を設定する」、「取引先から商品を買戻す」、「取引先とその他の取引を行う」等を含む。(6) 市場支配的地位の濫用行為を認定する際の「不公平」及び「正当な理由」に関連するその他の考慮する要素が整備された(第22条)。

#### 3. 意見募集稿の「自己優遇」規定の削除

意見募集稿では、プラットフォーム事業者の「自己優遇」行為に対する規制、即ち、市場支配的地位を有するプラットフォーム事業者がデータ、アルゴリズム、技術、プラットフォームルール等を利用し、正当な理由なく、そのプラットフォーム内の事業者と競争する際に自らを優遇することを禁止する規制が追加されていた。

この点、自己優遇とは、プラットフォーム経済分野における濫用行為の表現形式の1つにすぎず、自己優遇だけを単独で規定し、プラットフォーム経済分野における他の形式(例えば、「二者択一」)の濫用行為等を同様に規定に盛り込まないのは、バランスが取れない。本規定は上記の考慮を踏まえ、最終的に公布にあたり「自己優遇」条項を削除したのだろうとみられている。

[原文] 禁止濫用市场支配地位行为规定 (国家市场监督管理总局令第66号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理總局 (国家市场监督管理总局)

2023年3月10日公布、2023年4月15日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

### 行政権力の濫用による競争排除、制限行為の制止に関する規定

[ポイント] 「行政権力の濫用による競争排除・制限行為の制止に関する規定」(以下「本規定」という)は中国独占禁止法の関連ガイドラインの一つである。本規定は全国範囲で市場を統一し、法による反競争的行為禁止を徹底するため、行政機関や公的事務を管理する権限を授与された組織の反競争的行為や地方保護

主義を取り締まる規定である。独占禁止法の改正に伴い、本規定は意見募集段階を経て、2023年4月15日に実施されている。現行の暫定規定の内容に対し、本規定は主に以下の修正において注目されている。

(1) 現行の暫定規定の「法律、法規の根拠なしに」の文言が削除されている(4、5、7条)。これにより、行政機関等は法的根拠の有無にかかわらず、行政権利の濫用と認められた場合には規制の対象となる。

(2) 調査機関(市場監督管理局)の調査手段を強化されている。調査対象に関連する単位又は個人は調査に協力すべきこと(16条)が明確化され、新たに調査対象の責任者に事情聴取する調査手段が本規定内で明文化された(24条)。その他、調査中に職務犯罪に関する証拠を発見された場合、これらを監査機構に提出する義務が設けられた(28条)。

(3) 行政機構等の施策時における市場競争へ影響の審査義務が新設されている。具体的には、行政機関や公的事務を管理する権限を授与された組織は、経済活動に関連する規則等およびその他の政策措置の策定にあたり、公正な競争に関する審査を行い、市場競争に対する影響を評価し、市場競争の排除や制限を防止する義務が設けられた(29条)。

なお、補足情報として、昨年行われた「2022年行政権力の濫用による競争排除・制限行為の制止するための法執行特別行動」の成果として、国家市場監督管理総局はそのウェブサイトにも63件の執行事例を事実、違反内容、是正情報などと共に公表している。

[原文] 制止濫用行政权力排除、限制竞争行为规定 (国家市场监督管理总局令第64号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市场监督管理总局)

2023年3月10日公布、2023年4月15日施行

執筆担当: 中国弁護士 石 瀛

## インターネット広告管理弁法

[ポイント] 中国国内のインターネット上の広告活動(インターネット広告)については、広告法で規制されるとともに、その細則である「インターネット広告管理暫定弁法」(2016年7月4日公布の現行法)によって具体的に規制されている。本弁法は、現行法に置き換わるもので、間もなく2023年5月1日から施行される。インターネット上での広告手法やビジネスモデルが日々多様化していることに対応するため、本弁法は現行法をベースに、新しい条項を追加し、現行法の内容を詳細化するなどの調整を行っている。

例えば、中国ではインターネット上でライブコマース(ネット直販)が最近人気であり、ライブコマース上で商品・サービスの宣伝がなされるのが通常であるが、ライブコマースに関わる商品販売者、ライブコマースプラットフォーム、販売員(KOL等を含む)が広告規制上の責任(すなわち、広告主、広告代理店・広告媒体主としての責任)を負うことを明確にする旨の新しい条項が追加されている(19条)。

また、日本でもステマ広告に関する規制が開始されようとしているが、中国では現行法において「インターネット広告は識別性を有すべき、広告であることを目立つように表示し、消費者に他の非広告情報と区別させるべき」という規定は存在している。本弁法では、「知識紹介、体験共有、消費評価等の形式を通じて商品又はサービスの販売を促進し、かつ商品購入先リンク等の購入方法を追加するときは、広告媒体主(※具体的にはインフルエンサーがこれに該当すると考えられる)は、「広告」であることを目立つように表示しなければならない。」(9条3項)として具体的な適用場面が詳細化されている。間もなくの5月1日の施行後、ステマ広告に対する規制や処罰が本格化することが予想される。

なお、本弁法に関しては、今号の Lawyer's Eye「中国におけるステマ広告規制」での解説もご参照ください。また、本弁法の全訳を作成しておりますので、ご入用の方は本 [ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

[原文] 互联网广告管理办法 (国家市場監督管理総局令第72号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市场监督管理总局)

2023年2月25日公布、2023年5月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 若林耕

## 広告絶対性用語法執行ガイドライン

[ポイント] 国家市場監督管理総局は、2023年2月25日、広告における絶対的表現に対する監督管理を規範化・強化するため、「広告法」「行政処罰法」等の法令に基づいて、「広告絶対性用語法執行ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を公布した。

「広告法」第3条3号は、広告において、「国家級」「最高級」「最良」等の用語(以下「広告絶対性用語」という。)を使用することを禁止している(違反した場合には、広告の提出停止命令又は20万元以上100万元以下の行政罰金等が科される可能性がある。同法57条)。もっとも、いかなる場合に広告絶対性用語に該当するかについては、明確な基準はなく、実務上も個別の事案ごとに判断せざるを得ないという問題が指摘されていた。本ガイドラインは、広告絶対性用語の判断基準や処罰基準を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- ・ 広告絶対性用語が、商品経営者の経営理念、企業文化又は主観的願望や追及目標を表明するものに過ぎず、商品に向けられたものではない場合には、「広告法」の広告絶対性用語に関する規定は適用しない(5項)。
- ・ 広告絶対性用語が、商品に向けられたものであっても、一定の条件(商品の使用方法、使用時間等の消費の宣伝のために用いられるものに過ぎない等)を満たす場合であって、消費者を誤導又は他の経営者を貶める客観的効果がない場合には、「広告法」の広告絶対性用語に関する規定は適用しない(6項)。
- ・ 広告に初めて広告絶対性用語を使用した場合において、危害結果が軽微であり、かつ、遅滞なく是正したときは、処罰をしないことができる(9項)。ただし、医療・薬品・健康食品等の効能に関するものや教育・訓練の効果に関する広告に含まれるものは除く(11条)。

本ガイドラインは、広告絶対性用語の該当性について、各地の市場監督部門による統一的な判断に資するほか、広告主である企業の広告制作に対しても、一定の指針を提供するものである点で意義があると考えられる。

[原文] [广告绝对化用语执法指南](#) (国家市场监督管理总局公告 2023 年第 6 号)

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市场监督管理总局)

2023年2月25日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

## <社会法>

### インターネット情報部門行政法執行手続規定

[ポイント] 全58条からなる本規定は、その名の通り、国家インターネット情報部門(中国語:网信部門)。以下「インターネット情報部門」といいます。)による行政法規の執行にかかる詳細を定めている。国家インターネット情報弁公室が2017年5月2日に公布した「インターネット情報コンテンツ管理に関する行政法執行手続規定」を全面的に改定するものであり、同規定は本規定の施行に伴い廃止される。

本規定においては、インターネット情報部門の管轄する事件について、インターネット情報部門の中の具体的にいずれの部署が当該案件の管轄権を有するのかの決定基準が定められているほか、調査・証拠の収集、聴聞、処罰の決定、執行、という、行政処罰の執行に向けた手続きの流れや各段階におけるルールが定められている。インターネット情報部門は、中国サイバー三法(ネットワーク安全法(サイバーセキュリティ法)、データ安全法、個人情報保護法)や、データの越境移転規制に関する諸規則等について管轄を有しているため、これらの法令に基づく規制及び取り締まりを受ける側である企業にとっても、本規定の重要性は極めて高い。特に、下記の各点については、企業が自己の権利を守るためにも知っておくべき内容といえる。

- ・ インターネット情報部門は法執行の過程で知り得た商業秘密や個人のプライバシーにつき秘密保持を

しなければならない(6 条)

- ・ 執行官が案件と利害関係を有する場合等においては、当事者は忌避を求めることができる(7 条 2 項)
- ・ 違反者の同一の違法行為に対して、罰金の行政処分を 2 回以上課すことはできない(16 条)
- ・ インターネット情報部門の執行官が事件の調査を行い証拠の収集をする場合には、法執行にかかる証書(令状)を提示しなければならない(19 条 1 項)
- ・ 違法収集証拠は排除される(21 条 4 項)
- ・ インターネット情報部門は、立件前において任意の調査を進める場合、調査対象者の人身・財産の権利を制限してはならない(23 条)
- ・ 取調べが行われた場合は調書を作成し、対象者に調書の内容確認を求めなければならないが、対象者は調書が不正確・不完全である場合には修正を求め、署名を拒否できる(24 条)
- ・ 一定の重い行政処分の対象となりうる違反者には聴聞(原則的に公開される)の機会が与えられる(36 条)
- ・ インターネット情報部門は処罰の決定を行う前に、行政処罰意見告知書を作成し、当事者に処罰内容・事実・理由・根拠を知らせなければならない、当事者は陳述・弁明を行う権利を有する(39 条)
- ・ 当事者が罰金を支払うことが経済的に困難である場合、分割納付を申請できる(47 条 2 項)
- ・ 当事者が行政処分に不服である場合は、行政不服申立又は行政訴訟を提起できる(49 条)

[原文] 网信部门行政执法程序规定 (国家互联网信息办公室令第 14 号)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室 (国家互联网信息办公室)

2023 年 3 月 18 日公布、2023 年 6 月 1 日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

## 人的資源社会保障部 財政部 国家税務総局による失業保険、労災保険料率の段階的な引下げに関する問題についての通知

[ポイント] 本通知は、失業保険及び労災保険の段階的な料率の引下げ政策の実施期間の延長を定めたものである。

中国では、企業の負担を軽減させるために、2015 年から失業保険料率の引下げ、2018 年から労災保険料率の引下げがそれぞれ実施されてきた。本通知により、2023 年 4 月末まで実施を予定していた両保険の段階的な料率の引下げは 2024 年の年末に延長されることとなった。具体的には、2024 年の年末まで、失業保険の料率は 1%が適用され、労災保険については、2019 年に国務院が公布した「社会保険料率引下げの総合方案」(国弁発[2019]13 号)に規定されている措置(労災保険基金の累計残高の支給月数が 18 ~ 23 ヶ月に達した場合、当該地域の労災保険料率が現行率基準より 20%引下げ、支給月数が 24 ヶ月以上に達した場合、同 50%引下げが可能である。)を継続して実施するとされている。

[原文] 人力资源社会保障部 財政部 国家税务总局关于阶段性降低失业保险、工伤保险费率有关问题的通知(人社部发[2023]19 号)

[公布/公表機関] 人的資源社会保障部、財政部、国家税務総局 (人力资源社会保障部、財政部、国家税务总局)

2023 年 3 月 29 日公布、同日施行

執筆担当: 中国弁護士 李芸

## 草案・意見募集稿等

最高人民法院による「中華人民共和国民法典」の権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)(意見募集稿)

[ポイント] 2021年1月1日に民法典が施行されるのに伴って、最高人民法院は、個別法時代の司法解釈の総括的な整理作業を行った。民法典の内容に整合しない司法解釈を廃止又は改正した上、民法典の構成に概ね沿った形で、物権編、担保関連制度、婚姻・家庭編、相続編などの適用に関する新しい司法解釈を制定した。翌2022年3月に、民法典総則編の適用に関する司法解釈が施行された。また、契約編通則部分の司法解釈も同年11月に意見公募に付され、今年中の施行が見込まれている。

今回公表された権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)(意見募集稿)も、民法典に対応する新たな司法解釈体系を構築するという最高人民法院の一大プロジェクトの一部である。その条文は多岐にわたるが、いずれも具体的な事実関係における民法典の適用に関する規定である。

例えば、意見募集稿1条は、法に反して非監護者を監護から離脱させる場合(子の連れ去りなど)における監護者の損害賠償請求権を認めている。また、同19条から21条は、建築からの落下物による他人の損害についての不動産管理サービス業者の責任を規定している。

以下では、企業にとって重要な使用者責任に関する条文(12条-14条)をピックアップして、簡単に解説する。

(1) 民法典1191条1項は、いわゆる使用者責任を規定している(「使用者の従業員が職務の実行により他人に損害をもたらした場合は、使用者が権利侵害責任を負う。」)。しかし、同条は旧権利侵害責任法の規定を踏襲して、使用者について「用人单位」という労働契約法上の用語を用いているため、労働法上の労使関係がないと同条による責任が生じないという誤解が生じる。そこで、本意見募集稿12条1項は、労使関係がなくても、使用者責任が生じると定めている。また、特に労働契約を締結しないことが典型的に多い個人事業主(个体工商户)の従業員については、本意見募集稿12条2項が民法典1191条1項の適用を明言している。

(2) 民法典1191条2項は、派遣労働者がその事業の執行について第三者に損害を加えた場合、原則として派遣先が使用者責任を負い、派遣元はその過失に応じて責任を負うと規定している。これを補完する規定として、本意見募集稿13条は、被害者が派遣先と派遣元のいずれに対しても責任を追及できること(1項)、両者が共同被告として訴えられた場合、派遣元がその過失に応じて派遣先と共同責任を負うこと(2項)、とはいえ、別に約定がある場合を除いて、派遣先と派遣元間の相互求償が認められないこと(3項)と定めている。

(3) 本意見募集稿14条は、従業員の事業執行が犯罪を構成した場合でも、使用者の民事責任の認定は従業員の犯罪成立という事実に影響されず、使用者はなお責任を負うと定めている。

[原文] 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》侵权责任编的解释(一)(征求意见稿)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

(意見募集期間:2023年3月29日~2023年4月20日)

執筆担当:日本弁護士 張超鵬

## 国家基準「情報安全技術 個人情報越境伝送認証要件」の意見募集稿の意見募集に関する通知

[ポイント] 個人情報保護法上、認証を通じて個人情報の越境移転を行うことが認められる。個人情報取扱者が認証機関から認証を取得するために、遵守することが求められる技術的規定として、TC260-PG-2022A「個人情報越境処理活動安全認証規範」(V2.0-202212)(以下「認証規範V2」という。)がある。本意見募集稿は、認証規範V2をさらにアップデートしたものであるが、主要な内容は認証規範V2を踏襲しており、越境移転にあたって移転側と受領側が遵守すべき基本原則、両者間で締結される移転に関する契約書に含まれるべき内容、個人情報保護影響評価の実施内容、個人の権利、責任の分担から構成しており、大きな変更は見られていない。もっとも、越境移転時の本人からの個別同意が必要とされ、個人情報保護法上は係る個別同意を定義していないため、どのように理解されるか見解が分かれたが、本意見募集稿は、個

別同意について、以下の定義を置いた。すなわち、「個人情報ごとに本人の同意を取得しなければならない、複数の種類の個人情報、複数処理活動の一括的な同意を含めない」と定めた。

[原文] 关于国家标准《信息安全技术 个人信息跨境传输认证要求》征求意见稿征求意见稿的通知  
[公布／公表機関] 全国情報安全標準化技術委員会秘書処（全国信息安全标准化技术委员会秘书处）

2023年3月16日公布

執筆担当: 中国弁護士 胡絢静

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
  - 弁護士 射手矢 好雄([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
  - 弁護士 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
  - 弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
  - 弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 中国弁護士 屠 錦寧([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
  - 弁護士 尾関 麻帆([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))
  - 弁護士 横井 傑([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
  - 弁護士 唐沢 晃平([kohei.karasawa@amt-law.com](mailto:kohei.karasawa@amt-law.com))
- 
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- 
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)